

# 国民健康保険税の 税率アップ

大崎町の国民健康保険税の税率について、平成3年以來の大幅な改正がなされました。

少子化により、国民健康保険の被保険者数が年々減少してきているにもかかわらず、医療費は増加傾向にあり、併せて制度改正による後期高齢者医療への支援金の拠出分が国民健康保険税に新たに追加され、国保会計の健全な運営、財源確保のために税率が改正されました。

## 国民健康保険税の改正内容

区分	医療給付費分		介護納付金分		後期高齢支援分	計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正後（新設）	改正前	改正後
所得割（％）	8.0	7.3	1.3	1.9	2.7	9.3	11.9
資産割（％）	43.0	29.4	6.6	11.1	13.8	49.6	54.3
均等割（円）	21,500	20,700	5,500	7,600	7,800	27,000	36,100
平等割（円）	20,900	19,300	3,300	5,000	7,000	24,200	31,300
限度額（円）	560,000	470,000	90,000	90,000	120,000	650,000	680,000

### 輝北ダムの維持管理に

166万6千円

国営かんがい排水事業は、平成元年度から事業が始まり、平成20年度で事業完了となります。造成された輝北ダム（鹿屋市輝北町平房地内）の維持管理については、団体営土地改良事業により、曾於南部地区の構成市町（鹿屋市・志布志市・大崎町）で基幹水利施設管理事業を実施することになります。対象施設は、輝北ダムで、維持管理一式の平成21年度事業費は、概算で921万円となります。

負担割合は、国（30％）、県（30％）、地元（40％）です。地元負担額は369万3千円となり、構成市町の負担額は、畑かんの面積割となり、大崎町は面積で45・1％となり、負担額は166万6千円です。



曾於南部土地改良区 中央管理所

## 陳情・意見書

教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について

採択要請について

### ●陳情趣旨

自治体における教育予算について、義務教育費国庫負担金の負担割合が1/2から1/3に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教育条件の自治体間格差が広がりがつあるため、自治体の財政力や保護者の家計の違いによって子供たちの「教育水準」に格差があつてはならないとするものであり、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させるために、国の関係機関への意見書提出を求める陳情です。

### ●陳情結果

### 採 択

議会では、陳情の趣旨を妥当と認め採択し、「教育予算確保に関する意見書」として、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣宛に意見書を提出しました。